

徳島県告示第三百八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年六月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 ニー「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―ー「二―（ピペリジン―ーイル）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称 Etonitazepipne、N―Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類

2 化学名 （二R、三R）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン、（二S、三S）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン（通称 三―CPM、三―Chlorophenmetrazine）及びそれらの塩類

3 化学名 N―（アダマンタン―ーイル）―一―（四―フルオロブチル）―一H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称 四F―ABINACA、四F―ABUTINACA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和五年六月二十七日